

やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条、第5条、第7条から第11条まで及び第13条に基づき、必要な事項を定める。

(認定申請資格)

第2条 要綱第4条の規定による申請は、要綱第2条第2項に規定する集荷団体等に所属する生産者のうち、山形県内に所在する圃場等において農産物の生産を行っているものについて行うことができるものとする。

(申請の手続き)

第3条 要綱第4条の規定により申請を行う者は、様式第1号により申請書を作成し、認証機関が毎年度定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書には、山形県安全・安心農産物生産規格第3条第2項により作成した生産工程管理計画書を添付するものとする。

(認証審査委員会の開催)

第4条 認証機関は、認証申請を受理したときは、速やかに要綱第3条第4項に規定する認証審査委員会を開催し、審査に当たるものとする。

(認定登録の通知)

第5条 認証機関は、要綱第5条第1項の規定により認定及び登録を行った場合には、様式第2号により、申請者に対して登録証を交付するものとする。

2 認証機関は、認証審査委員会の意見を踏まえ、申請内容が生産規格又は表示規格に適合しないと認めた場合は、様式第3号により、理由を付した上で当該申請を認定しない旨を申請者に通知するものとする。

(取組の開始)

第6条 前条第1項による通知を受けた認定登録団体は、申請書に添付した生産工程管理計画に定めるところにより、農産物の安全性確保に関する取組を開始するものとする。

(実施状況確認調査)

第7条 認定登録団体は、認証機関の求めに応じて、生産工程管理記録、山形県版農業生産工程管理（GAP）チェックシート等、実施状況確認調査に必要な資料を提出しなければならない。

2 認証機関は、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に5年以上従事した経験を有する者のうちから、現地調査を行う者（以下「検査員」という。）を選任するものとする。

3 検査員は、現地調査が終了したときは、速やかに確認調査報告書を認証機関に提出するものとする。

(実施状況確認調査結果に対する対応)

第8条 認証機関は、前条の実施状況確認調査において別に定める不適切な管理を確認した場合は、当該認定登録団体に対し、直ちに要綱第7条に規定する表示の停止を求めるとともに、改善通知書（様式第9号）を送付するものとする。この場合、必要に応じて認証審査委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定により通知を受けた認定登録団体は、認証機関に改善報告書（様式第10号）を提出し、改善結果の確認を受けるまで要綱第7条に規定する表示を行わないものとする。

3 認証機関は、第2項による改善報告書の提出があった場合はその内容を速やかに確認し、適正と認めるときは改善報告書を受理し第2項による表示の停止を解除するとともに（様式第11号）、認証審査委員会に報告するものとする。

(実績報告)

第9条 要綱第9条に規定する実績報告は様式第4号によるものとし、対象農産物の出荷終了の日から30日以内に行うものとする。

(登録内容の更新)

第10条 要綱第10条第2項に定める有効期間の更新の申請は、有効期間が満了する日の30日前までに様式第5号により行わなければならない。この場合、申請書には、山形県安全・安心農産物生産規格第5条第1項により作成した更新年度の生産工程管理計画書を添付するものとする。

(重要な変更)

第11条 要綱第11条に規定する重要な変更は、次のとおりとする。

- (1) 対象品目の変更
- (2) 出荷集団の構成の変更
- (3) その他重要な変更

- 2 要綱第11条の規定による登録内容の変更申請は、登録内容変更申請書(様式第6号)及び変更後の生産工程管理計画書を提出することにより行うものとする。
- 3 認証機関は、要綱第11条の規定による申請を受理した場合には、書類審査及び現地調査を必要に応じて行うとともに、認証審査委員会の意見を聴いて、当該申請が生産規格及び表示規格に適合していると認めるときに、当該登録内容を変更するものとする。
- 4 認証機関は、前項により登録内容を変更した場合、申請者に様式第7号によりその旨を通知するものとする。この場合において、登録証の記載事項を変更する必要があるときは、認証機関は、当該部分を変更した登録証を再交付するものとする。

(登録の取消し)

第12条 認証機関は、要綱第12条第1項に定める登録の取消しを行う場合、認証審査委員会の意見を聴くものとする。

- 2 認証機関は、要綱第12条第1項又は第2項に基づき登録を取り消した場合には、様式第8号により、理由を付してその旨を当該集荷団体等に通知するものとする。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要領は平成22年1月28日から施行する。

附 則

この要領は平成23年2月10日から施行する。

附 則

この要領は平成24年2月3日から施行する。

附 則

この要領は平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年2月1日から施行する。

様式第 1 号

やまがた農産物安全・安心取組認証申請書

年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊 殿

申請者 組織名
代表者名 (印)
住所
(電話番号)
(ファクシミリ番号)
(E-mail)

このことについてやまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領第 3 条第 1 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

〇〇年度生産工程管理計画書 1 部

様式第 2 号

やまがた農産物安全・安心取組認証登録証

登録番号：

団体名

所在地

生産部会等の名称（多数の場合は別紙に記載）

取組品目：

当機関は、貴団体の生産工程管理計画書を審査した結果、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱に定める要件に適合していると認めましたので、同要綱第 5 条第 1 項に基づき、貴団体を認定・登録したことを証します。

登録日 年 月 日

更新日 年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊 （印）

年 月 日

申請者 殿

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊

やまがた農産物安全・安心取組認証審査結果について（通知）

○年○月○日付けで貴団体から申請があったやまがた農産物安全・安心取組認証については、申請書類の審査を行った結果、下記の理由によりやまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱に定める要件に適合しなかったのでお知らせします。

記

適合しない理由

様式第 4 号

やまがた農産物安全・安心取組認証実績報告書

年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊 殿

認定登録団体 登録番号
組織名
代表者名 (印)
住所
(電話番号)
(ファクシミリ番号)
(E-mail)

年 月 日付けで認証登録された内容について、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領第 9 条に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

(添付書類)

〇〇年度生産工程管理実績報告書 1 部

山形県版農業生産工程管理 (GAP) 集荷団体用チェックシート 1 部

様式第 5 号

やまがた農産物安全・安心取組認証更新申請書

年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊 殿

申請者 登録番号
組織名
代表者名 (印)
住所
(電話番号)
(ファクシミリ番号)
(E-mail)

年 月 日付けで認証登録された内容について、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領第 10 条に基づき、関係書類を添えて更新申請します。

(添付書類)

〇〇年度生産工程管理計画書 1 部

様式第 6 号

やまがた農産物安全・安心取組認証変更申請書

年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊 殿

申請者 登録番号
組織名
代表者名 (印)
住所
(電話番号)
(ファクシミリ番号)
(E-mail)

年 月 日付けで認証登録された内容について、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領第 11 条第 2 項に基づき、関係書類を添えて変更申請します。

(添付書類)

〇〇年度生産工程管理計画書 (変更) 1 部

年 月 日

申請者 殿

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊

やまがた農産物安全・安心取組認証登録内容の変更について（通知）

年 月 日付けで申請のあった認証登録内容の変更については、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領第11条第4項に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 留意事項等

年 月 日

申請者 殿

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊

やまがた農産物安全・安心取組認証の取消しについて（通知）

やまがた農産物安全・安心取組認証実施要領第12条第2項に基づき、同要綱第5条に基づく認定登録を下記の理由により取り消しますので通知します。

記

1 取消しの対象とする認定登録

登録番号

団体名

所在地

取組品目

登録日 年 月 日

更新日 年 月 日

2 取消し理由

年 月 日

申請者 殿

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊

改善通知書

やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領第8条第1項に基づき下記について改善を求めます。

つきましては、改善状況について 年 月 日まで報告願います。

記

指摘事項

様式第10号

年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊 殿

申請者

改善報告書

年 月 日付け改善通知書による指摘事項について下記により改善状況を報告します。

記

指摘事項及び改善状況

申請者 殿

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松 正俊

表示の停止解除について

年 月 日付け改善報告書については適正と認められましたので、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱第 7 条に規定する表示についての停止を解除します。

記

1 表示の停止解除日 年 月 日

*表示停止開始日 年 月 日